

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A大学（以下「大学」という。）に雇用され、A大学病院（以下「事業場」という。）において事業場内情報端末の障害対応を担当していた。

請求人によると、長時間労働、無理な作業量、パワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）、手術中の手術室での作業等による精神的・身体的負荷により、心身の異常が生じたという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、B病院に受診し、「労作性狭心症」と診断された。その後、同年〇月〇日、C医院に受診し、「狭心症疑い、胃潰瘍、高コレステロール血症、うつ病」と診断され、さらに平成〇年〇月〇日、D病院に受診し、「労作性狭心症、高血圧症、脂質代謝異常症」と診断された。

請求人は、平成〇年〇月〇日から病気休暇を取得し、平成〇年〇月〇日からは病気休職となり、平成〇年〇月〇日に退職となった。

請求人は、労作性狭心症を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発症した労作性狭心症は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した労作性狭心症が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発症した疾病について、E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、狭心症(労作性狭心症)であるとし、その発症時期を平成○年○月○日と述べているところ、当審査会も、請求人の症状経過に照らし、同意見は妥当なものと認め、請求人は平成○年○月○日に狭心症(労作性狭心症)(以下「本件疾病」という。)を発症したものと判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む虚血性心疾患等の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人は、就業月報及び入退室記録によると、本件疾病発症日及び発症日の前日に有給休暇を取得しており、本件疾病の発症直前から前日までの間において業務に関する異常な出来事に遭遇した事実は認められないものである。

(4) 短期間の過重業務について

請求人の本件疾病発症前1週間における就労の実態について、就業月報及び

入退室記録をみると、勤務日数は〇日間であり、時間外労働もなく、過度の長時間労働は認められない。この点、請求人は、同期間において、ほぼ毎日時間外労働を行ったと主張するが、その事実を確認することはできない。また、請求人は持帰り残業をしたとも主張するが、Fは「持帰り残業について、事業場ではデータや資料の持ち出しは禁止されています。USBも禁止されています。」旨述べており、請求人が持帰り残業を行っていたとする記録ないし資料も確認できないことから、請求人の主張を採用することはできない。さらに、請求人は、本件疾病発症前1週間の出来事として、上司からの叱責等を主張するが、関係者の申述及び大学作成の労災請求に関する意見書からみて、上司の言動が業務指導の範囲を超えるものとは評価できない。請求人は、その他、手術室内において死体を目撃したことについて、心理的負荷になった旨も主張するが、一件記録からは、そうした事実があったことは確認できず、仮にそのような事実があったとしても、当審査会としては、請求人に本件疾病の発症をもたらすほどの影響を与えたとは認め難い。したがって、請求人は、短期間の過重業務に就労したとは認められない。

(5) 長期間の過重業務について

請求人の本件疾病発症前6か月間の時間外労働について、当審査会において、就業月報、入退室記録等を確認するも、審査官の集計のとおり、本件疾病発症前1か月間の時間外労働は32時間であり、本件疾病発症前6か月間における1か月間の時間外労働は最長でも43時間07分である。請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、平成〇年〇月から同年〇月中旬まで、毎日のように午後11時まで勤務し、同年〇月の連休中も全て自宅で夜遅くまで仕事をし、同年〇月及び〇月に月100時間を超える時間外労働を行ったと主張するが、一件記録からは、同事実を確認することはできない。さらに、請求人らは、労働時間以外の負荷要因として、「〇工事の業務」、「手術室での作業」、「上司からのパワハラ」等を主張しているが、決定書理由に説示のとおり、「〇工事の業務」は、請求人の経験とスキルに照らし特に過重な業務とはいえず、また、「手術室での作業」についても、特に過重であったとは判断し得ず、さらに、「上司からのパワハラ」については、上記（4）のとおり業務指導の範囲と判断されるものであり、いずれも特に著しい負荷とは認められない。したがって、請求人は、長期間の過重業務に就労

したとは認められない。

- (6) E医師は、上記意見書において業務と本件疾病との医学的因果関係について「1か月当たり45時間を超える時間外労働が認められないことから、業務と発症との関連性は弱いと評価され、労働時間以外の負荷要因についても、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労し、本件疾病を発症させたものとは認められない。よって本件については、業務による明らかな過重負荷は認められず、血管病変等が自然経過を超えて著しく増悪したものとは認められないものと判断する。」旨述べている。

一方、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において「業務時間内容からは長時間（高度）労作とまではいえないが、極度のストレス環境下におかれていたのであれば、イベント発症への影響は否定できないものと考えられる。」旨述べているが、前記（4）及び（5）のとおり、請求人には業務による短期間及び長期間における特に著しい負荷は認められないものであり、当審査会としては、本件疾病は、業務による明らかな過重負荷を受けたことにより発症したものとは認められないとするE医師の意見を妥当なものとして判断する。

- (7) したがって、請求人の本件疾病発症直前から前日までの間において異常な出来事に遭遇したとは認められず、また、短期間及び長期間における過重業務に就労したとも認められないことから、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求人らのそのほかの主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。